

北海道医療計画別表 7（精神疾患の医療機能を担う医療機関一覧）の見直し方針案について

前回部会における意見を踏まえ、全体の構成・位置づけを見直し、以下のとおりとはどうか。

全体方針

- 北海道医療計画に掲載する別表 7 は、現行どおり患者の選択に資する観点で作成し、公表する。
- 医療計画とは別ものとして、医療機関間の連携に資する観点で、医療機関の一覧を作成し、非公表とし、医療機関間で共有する。

※ 前回部会で示した A1・A2・B1・B2・C の区分は用いない。

医療計画別表 7（患者の選択に資する観点）

考え方：資料 3-2 の 2・3 列目

イメージ：資料 3-3

<趣旨> 患者の選択に資する観点で作成

<取扱> 北海道医療計画の一部として公表（冊子・北海道ホームページ）

<掲載内容>

- ▶ 各領域の地域精神科医療提供機能※を担うか（各領域に係る医療提供が可能か）【申出制】
 - ： 現行どおり、要件は設けず、各医療機関から手挙げがあれば掲載する。手挙げの際の参考として、想定される条件（精神科標榜医療機関であること等）は提示するが、これを満たしていなくとも各医療機関の判断で掲載可能とする。
- ▶ 精神疾患の医療提供に係る設備等で、患者の選択に資するものを有するか【申出制】
 - ： 精神病床や、精神科デイケア等、公表されている設備等で、患者の選択に資するものの有無を掲載する。
- ▶ 各領域における拠点機能を担うか（拠点機関等として指定等されているか）【道で選定】
 - ： 認知症疾患医療センター、依存症専門医療機関など、各領域の拠点機関等として指定等され、公表されている場合に掲載する。

医療機関間で共有する医療機関一覧（医療機関間の連携に資する観点）

考え方：資料 3-2 の 4 列目

イメージ：資料 3-4

<趣旨> 医療機関間の連携に資する観点で作成

<取扱> 一般には非公表とし、医療機関間で共有

<掲載内容>

- ▶ 各領域ごとに定める具体的な体制・設備等を有するか【申出制】
 - ： 具体的に、「○○検査の実施が可能」「診療報酬上の○○料の届出をしている」等、領域ごとに設定する医療機関間の連携に資する項目を満たす場合に掲載する。

※ 上記のいずれも医療機関の同意が得られた場合に限り、掲載する。

※ 「地域精神科医療提供機能」とは、医療計画本体の「第 6 節 精神疾患の医療連携体制 3 必要な医療機能」（資料 2 の p 9）に掲げる 3 機能（地域精神科医療提供機能・地域連携拠点機能・都道府県連携拠点機能）の一つ。地域精神科医療提供機能の内容は、以下としている。

- ・ 患者本位の精神科医療を提供する
- ・ ICF の基本的な考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供する
- ・ 地域の保健・医療・福祉・介護の関係機関との連携協力を行う